

1 討議倫理学への批判

1.1 批判1：討議倫理学は古典論理を使用している

討議倫理学は、以下に示すように古典論理を用いている。したがって、討議倫理学の論証は、直観主義論理を採用する場合には妥当しない。ところで、古典論理と直観主義論理のどちらが正しいのかを、論理的に決定することは不可能である。その決定は、他の主張との整合性に基づくしかないだろう。したがって、古典論理を前提とする討議倫理学は、究極的に基礎づけられているとは言えない。

(1) 超越論的論証は古典論理を使用している

討議倫理学は超越論的論証を用いているが、超越論的論証は、以下に示すように、一般的に古典論理を用いている。超越論的論証は、次のように推論する。

命題 T が、真なる経験的命題 E の超越論的条件¹であるとしよう。

$$\begin{array}{l} E \rightarrow T \\ E \\ \therefore T \end{array}$$

E は成立しているので、 T が成立する。ここで重要なのは、前提の $E \rightarrow T$ を証明することである。超越論的論証は、これを証明するために、その対偶 $\sim T \rightarrow \sim E$ を証明し、古典論理に基づいて、これから $E \rightarrow T$ を導出する。

$\sim T \rightarrow \sim E$ の証明は、次のように行われる。例えば、 T が「私が存在する」であり、 E が「私は X を主張する」であるとすると、 $\sim T \rightarrow \sim E$ は、「もし私が存在しなければ、私が X を主張することはない」となる。これは自明であるかもしれないが、その自明性は、日本語の「存在する」や「主張する」の意味に基づいている。これらの語の意味に基づいて、

「 x が存在しなければ、 x は主張しない」

が成り立つ。この「 x 」に「私」を代入することによって、

「もし私が存在しなければ、私が X を主張することはない」

が証明される。

ただし、ここでは語の意味の理解については問わないことにして、仮に $\sim T \rightarrow \sim E$ が成り立つとしよう。超越論的論証は、ここでつぎのように推論する。

¹ 「超越論的条件」を「命題 T が経験的命題 E の超越論的条件であるのは、 T が、 E が成り立つための必要条件であるとき、その時に限る」と定義するのでは、不十分である。つぎのようなあいまいな例があるからである。

例1：「私は昨日リンゴを買った」「私は昨日お金を持っていた」後者は、前者の必要条件である。しかし、後者は前者の超越論的条件だろうか。

例2：「一つ100円のリンゴ2つで200円になる」「 $100 \times 2 = 200$ 」後者は、前者の論理的な必要条件である。後者は前者の超越論的条件だろうか。

超越論的条件の定義については、今後の課題にしたい。

- | | |
|---------------------------------|-------------------------------------|
| (1) $\sim T \rightarrow \sim E$ | 仮定 |
| (2) $\sim T$ | 仮定 |
| (3) $\sim E$ | (1)(2)MP |
| (4) E | 仮定 |
| (5) $\sim E \& E$ | (3) (4)&+ |
| (6) $\sim \sim T$ | (2)(5) \sim + |
| (7) T | (6)二重否定消去 |
| (8) $E \rightarrow T$ | (4)(7) \rightarrow + ² |

この証明において、二重否定消去が使用されているが、しかしこれは直観主義論理では認められないものであり、古典論理の採用によって可能になるものである。

(2) 討議倫理学は懐疑主義批判において古典論理を用いている

懐疑主義は、次の①を主張し、討議倫理学は、①から③が帰結するので、懐疑主義は自己矛盾しているという。

- ① The ultimate foundation is impossible.
(究極的な基礎づけは、不可能である)
- ② It is impossible that there is an ultimate foundation.
(究極的な基礎づけがあることは、不可能である)
- ③ It is necessary that there is no ultimate foundation.
(究極的な基礎づけがないことが、必然的である)

ここで②は①の言い換えである。問題は、②から③への推論である。それは、次のような二重否定消去によって行われる。

- | | |
|--------------------------------|------------------------------------|
| (1) $\sim \diamond p$ | hyp. |
| (2) $\sim \sim \square \sim p$ | Def $\diamond = \sim \square \sim$ |
| (3) $\square \sim p$ | elimination of double negation |

この推論が認められるのは、古典様相論理においてであり、直観主義様相論理では、二重否定消去は認められない。また、直観主義様相論理には、いくつかの version があるが、ある version では、 $\diamond =$

² 発表後に、久高氏から次のような反論があった。「上記の推論の $\sim T$ を T^* で表現すれば二重否定消去を使わないで、つぎのように推論できるだろう。

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| (1) $T^* \rightarrow \sim E$ | 仮定 |
| (2) T^* | 仮定 |
| (3) $\sim E$ | (1)(2)MP |
| (4) E | 仮定 |
| (5) $\sim E \& E$ | (3) (4)&+ |
| (6) $\sim T^*$ | (2)(5) \sim + |
| (7) $E \rightarrow \sim T^*$ | (4)(6) \rightarrow + |

この反論に対しては、次のように答えたい。「 T^* は、具体的にどのような文になるのだろうか。例えば、それが「私は存在しない」という文であるならば、 $\sim T^*$ は、「私は存在しないということはない」という文になる。これを主張することで討議倫理学が満足するのであれば、私の反論は当たらない。しかし、もし討議倫理学がここからさらに「私は存在する」を主張するのであれば、そのとき、二重否定消去を使用することになる。」

～□～という定義も認められない。いずれにせよ、討議倫理学による懐疑主義批判もまた、古典論理を前提しており、基礎づけられていない。

(ちなみに、問答論的アプローチは、古典主義論理よりも直観主義論理にたいして親和的であるが、直観主義を基礎づけようとするものではなく、可謬主義の立場をとる。)

1.2 批判 2：討議倫理学には、意味論が欠けている。

討議倫理学が、「私は存在しない」というような発話が遂行的矛盾であるというとき、命題内容の意味の理解を前提して、それが発話行為と矛盾すると主張しているようにおもわれる。討議倫理学は、言語の理解を、真理の認識あるいは措定の前に前提している。しかし、クワインが言うように、言語の問題と事実の問題を区別できないとすると、このやり方は間違いである。言語の問題（ある命題が、言語の意味だけに基づいて真であるかどうかを判断できるかどうか、という問題）と、事実の問題（ある命題が経験によって確証されるかどうか、という問題）の、解離不可能性 (inextricability) は、私たちが意味と確証の全体論へ導く³。つまり、意味の確定と同時でなければ、真なる命題を確定できない。討議倫理学は、それを可能にする意味論が欠けているのではないか？

(ちなみに、問答論的アプローチでは、「発話の意味は、その発話を答えとする問いとの関係においてのみ確定する」(コリングウッド・テーゼ) と考え、「発話の意味は、ある問いの答えとなるための条件である」と考える。)

1.3 批判 3：討議倫理学は、クリプキが指摘したクワス問題に答える必要がある。

(重田謙氏の指摘)。

クリプキが指摘したクワス問題とは、数学での「+」の意味（ないし理解）を確定できないという議論である。この問題は、同一律 ($A=A$) の意味（ないし理解）についても適用できる。 $A=A$ も $B=B$ も認めるが、 $X=X$ は認めず、 $X=Y$ だと主張する人がいた時、彼の「=」の理解を、仮に「同乙律」と呼ぶことにしよう。しかし、彼が「同一律」ではなく「同乙律」を理解していることは、 $X=Y$ に出会うまでは分らない。つまり、私たちは「同一律」の意味を確定できない。討議倫理学は、この問題を解決しようとしてない。しかし、この問題を解決しなければ、同一律を「基礎づける」ことはできない。

(ちなみに、問答論的アプローチは、实在論をとらないので、プラスの意味が実在しているとは考えず、プラスの意味について異論が現れたならば、その他の信念との整合性を保ちつつ、「理由の空間」の中でどちらが正しいかを決定する。)

1.4 批判 4：討議倫理学は、遂行的矛盾についての行為知とその記述の一致を基礎づけられない

討議倫理学は、1.1 で示したような推論を行っていないと主張するかもしれない。そのとき、遂行的矛盾を通常の論理的な矛盾（構文論的な矛盾「 $p \ \& \sim p$ 」）として表現するのではなくて、行為知によって理解するのかもしれない。その場合には、超越論的条件も行為知のレベルで成り立つことになるだろう。しかし、討議倫理学は、最終的には超越論的条件を究極的に基礎づけられた命題として主張するのではないか。もしそうならば、行為知とそれの記述の一致を基礎づける必要がある。

³ クワインは、意味の全体論だけを主張しているのであり、確証に関しては感覚刺激による基礎づけを意図しており、確証の全体論を主張しているのではないという解釈もある (cf. Davidson 「真理と認識の整合説」)。しかし、言語の問題と事実の問題の解離不可能性からは、確証の全体論が帰結すると考える。

非概念的なものを概念的である言明で表現することは、他の言明との整合性にもとづいて「理由の空間」のなかで正当化されることはできても、基礎づけることはできない。

1.5 批判 5：討議倫理学は論理学を基礎づけられない

(1) 討議倫理学は論理学を基礎づけていない。

もし、討議倫理学が遂行的矛盾にもとづいて、知の究極的な根拠付けをしようとするのならば、討議倫理学は、同一律や矛盾律についても、遂行的矛盾によって基礎づける必要がある。アーペルは、H・レンクの仕事によってこれがなされたと考えていることが、次の引用から分かる。

「H・レンクはパートレイのテーゼをもっと精緻にして「少なくとも若干の論理的規則は、合理的な再検討から原則的に除かれている」と言う。」(アーペル「コミュニケーション共同体のアプリオリと倫理の基礎」⁴)

「この論証においてとりわけ本質的と思われることは、[...]批判的吟味の可能性の諸条件への反省という、経験的吟味とは根本的に区別される反省の操作によって、超越論的遂行論的な意味で背後遡行の不可能なものが確認されたということである。」⁵

ここでいう「若干の論理的規則」とは、レンクによれば、次のようなものである。

den Satz vom ausgeschloßenen Dritten
(intuitionistischen) Junktor 'oder'
Negation
die logische Implikation, Junktor 'wenn - so'
das Prizip vom auszuschließenden Widerspruch
die Transitivitätsregel der Imprikation
modus ponendo ponens
modus tollendo tollens,
der Reflexivitätsregel

これらをまとめると「否定を備えた整合論理学」(die Konsequenzenlogik mit Negation)になる。⁶ レンクは、**Kritische Rationalismus** あるいは合理的な批判をするためには、これらの規則を放棄できないという。「私たちがこれらの規則を放棄するならば、合理的批判の制度を放棄することによってしか、これを放棄できない。」⁷

では、レンクは、これらの規則を放棄できないことをどのように証明したのだろうか。以下では、矛盾律についての証明を見てみよう。レンクは、「矛盾律を放棄できない」をつぎのように証明する。

- ① 矛盾律を否定すると、どのような式でも導出できる
- ② どのような式でも導出できると、どのような式も批判できない
- ③ 矛盾律を否定すると、どのような式も批判できない
- ④ 批判を行うなら、矛盾律を否定できない。

⁴ アーペル著『哲学の変換』磯江景アツ訳、二玄社、p. 278。

⁵ 同書、p. 278f.。

⁶ Vgl. Hans Lenk, "Logikbegründung und Rationaler Kritisimus" in „Zeitschrift für Philosophische Forschung“ Bd. 24(1970), S. 183-205.

⁷ *Ibid.* S. 204.

この論証には、遂行的矛盾は使用されていない。①は、古典論理でも直観主義論理でも成り立つことである。つまり、この論証は、論理学を前提することによってなり立つ論証である。したがって、Lenkのこの議論は、矛盾律を遂行的矛盾によって基礎づけているのではない。

批判的合理主義は、Lenk の理解では、合理的批判を行おうとする限り、ある論理的規則を放棄できない。しかし、彼は、これらの論理的規則を根拠付けたとは考えておらず、これらの規則の「根拠付け不可能性」を次のように認めている。

「合理的批判主義は正当にも、論理的規則や論理定項の基礎づけ不可能性を、伝統的合理主義への批判の出発点にする。それは（そのプログラムを維持する際に）批判を構成する論理規則や論理定項の放棄不可能性を尊重しない。」⁸

（2）遂行的矛盾で論理法則を基礎づけることは不可能である

遂行的矛盾で、論理法則を基礎づけることは不可能である。なぜなら、論理学に反する内容を考えることは、命題内容と発語内行為の間に遂行的矛盾を引き起こさないからである。なぜなら、論理学に反する内容は、命題内容の内部で矛盾を引き起こし、命題内容そのものを破壊し無効にするからである。⁹

⁸ *Ibid.* S. 205.

⁹ 発表後の質疑で、久高氏と舟場氏から「命題内容が矛盾しており、無意味なものになっているとしても、それは「主張する」「論議する」などの発語内行為を矛盾する。なぜなら、「論議する」や「主張する」には、「(合理的あるいは理性的に) 論議する」とか「(合理的あるいは理性的に) 主張する」という意味が含まれているので、非合理的な命題内容を、合理的に論議する(主張する)ということは、遂行的に矛盾している」という批判を頂いた。私は、「無意味なものは、何ものとも矛盾しえない」と主張していたので、この批判は当たっている。

そこで、「遂行的矛盾で、論理法則を基礎づけることは不可能である」という主張を維持しつつ、その論拠を次のように変更したい。＜確かに、矛盾律を否定した結果生じる非合理的な命題内容は、合理的に論議する(主張する)ことと遂行的に矛盾する。この遂行的矛盾のゆえに、矛盾律の否定が否定される(あるいは矛盾律が根拠付けられる——この場合二重否定消去を用いている——)のではなく、命題内容のレベルですでに、矛盾律の否定が言語の有意義な使用を無効にすることが、矛盾律の否定を否定する理由になっているのであって、その非合理的な命題内容が、発語内行為と遂行的に矛盾するとしても、その遂行的矛盾が矛盾律の否定を否定する理由になっているのではない。＞

これに対しては、おそらく次のような反論があるだろう。＜「矛盾律の否定が言語の有意義な使用を無効にする」というとき、それはすでに命題内容のレベルにとどまらず、使用のレベルに言及している。＞

この反論に対してはつぎのように答えよう。＜確かに、使用のレベルに言及しているが、その使用は、「(合理的に) 論議する(主張する)」という特定の使用(つまり、討議を可能にする使用)に限らない。さらに言えば、有意義に話すことに限る必要もない。何であれ話すこと、非合理であってもとにかく発話すること、言葉を発することであればよい。ここでの使用は、そのようなものである。このような使用のレベルにおいて、語の有意義な使用が不可能になる(おそらくは問答が不可能になる)。したがって、矛盾律の否定を否定しなければならないのは、「(合理的に) 論議する(主張する)」というような発語行為との遂行的矛盾によるのではない。＞

(ちなみに問答論的アプローチでは、問答が可能になるための条件として、矛盾律を含む論理法則を正当化するという方向で、説明することになる。)

矛盾を認めると、何でも言えるから、何かを言うことに意味がなくなる。矛盾律の真理性と、矛盾律の意味は結合しており、同時に成立する。また、同一律を認めず、 $A=\sim A$ であるとする、 A について語ることに意味がなくなり、何かを言うことに意味がなくなる。一般に、論理規則の真理性は、論理規則の有意味性と結合しており、同時に成立する。論理規則の有意味性は、あらゆる文の有意味性と結合している。それゆえに、論理規則を否定すると、言語そのものが無意味になる。

もちろん、排中律を認めない直観主義論理、矛盾律をみとめないパラコンシステント論理など、様々な論理がある。それらの論理において、ある論理規則を有意味な仕方（言語の有意味性を保つ仕方）で否定できるのは、「あるいは」や「かつ」や「否定」などの論理定項の意味が異なるからである。それらの論理においても、定項の意味をそのままにして、論理規則を否定しようとする、論理規則そのものが無意味になる。論理規則の真理性と、論理定項の有意味性は、常に結合している。

「論理法則の真理性はどのようにして正当化されるのか」という問題は、「言語はどのようにして意味をもつのか」という問題と全く同じではないが重なっている。つまり、答えは同時に与えられる。

2 問答論的アプローチへ向けて（未完成）

2.1 問答論的矛盾の説明

日常で「矛盾」と呼ばれるものは、大抵は論理的な矛盾（**構文論的矛盾**）である。これは一般的な形式として「 p であり、かつ p でない」と表記できるものである。これ以外に指摘されている矛盾としては、意味論的矛盾と語用論的矛盾があるだろう。

意味論的矛盾とは、意味論的な概念を述語にもつ文の矛盾である。たとえば次のようなものである。

「この文は偽である」

「「ヘテロロジカル」はヘテロロジカルである」（Grelling-Nelsonのパラドックス）

語用論的矛盾とは、発話行為あるいは発語内行為が命題との矛盾である。たとえば次のようなものである。

(A) 発話行為と命題の矛盾

「ここでは小さな声で話してください！」（と大声でいう）

「正しい発音をひてくらはい」（と不正確な発音をする）

(B) 発語内行為と命題の矛盾

「私は何も主張していない」

「私は存在しない」

「私の命令に従うな」

これらと区別される矛盾として、ある発話がそれ自体では矛盾しないが、ある特定の間答の中で矛盾をひきおこす場合がある。ここでは、そのような矛盾を「**問答論的矛盾**」と呼ぶことにしたい。これは、問いと答えの発話の間に生じる矛盾である。以下に例をあげて説明しよう。

- 1、 経路を確認する問答
「聞こえますか」「はい、聞こえます」
- 2、 理解を確認する問答
「私言葉がわかりますか」「はい、解ります」
- 3、 誠実性を確認する問答

- 「あなたは、まじめに話していますか」「はい、まじめに話しています」
- 4、 存在を確認する問答
「あなたは、存在します」「はい、存在します」

2.2 問答論的矛盾による共有知と相互承認の説明¹⁰

問答論的矛盾の分析はまだ不十分であるが、最後にこれらの矛盾がコミュニケーションの成立においてどのように機能しているのかをごく簡単に指摘しておきたい。

ここで考察した問答論的矛盾となる答えは、それが発話されるときには、問答論的矛盾のゆえに、冗談の発話と見なされることになる。(狂人でなければ)これを真面目に発話することは、論理的にありえないものである。つまり、「聞こえますか」と問われて「聞こえません」と答えたり、「誰かいませんか」と問われて「誰もいません」と答えたり、「言葉が解りますか」と問われて「解りません」と答えたり、「真面目に話していますか」と問われて「いいえ」と答えることはありえない。つまり、我々が答えるときには、すべて「聞こえます」「います」「解ります」「真面目に話しています」と答えることになるのである。こう答えることは、問答論的必然性だといえるだろう。

レカナティは、語用論的矛盾を避ける発言を「語用論的必然性」と呼んだが、私たちは、語用論的矛盾から反対の命題内容の発話が必然的なものになると主張するためには、古典論理を前提しなければならないことを見た。問答論的必然性の場合には、どのような論理学も前提する必要はない。¹¹

(1) 共有知の成立

コミュニケーションが成立するときには、様々な事柄が共有知になるが、その際<聞こえていること>と<言葉が理解できていること>についてはつねに共有知が成立している。そのことは、「聞こえていますか」と問われたとき「聞こえています」と常に答えられるという事実において確証される。この確証プロセスは、内省によって確認されるものではなくて、上記の問答論的必然性(問答関係における論理的な必然性)によって成立するものである。¹²

¹⁰ この節は、拙論「問答論的矛盾」の「五」に修正を加えたものである。

¹¹ この点について、発表後の質疑では、久高氏から次のような異論があった。

「問答論的必然性の場合には、問いに対して、返答がないか、あるいは、肯定の返答があるか、どちらかである。そして、「肯定の返答があるとすれば、肯定の返答がある」という同語反復を主張しているだけなのではないか。」

問答論的必然性とは、問いに対して、「返答がない、あるいは否定の返答がある、あるいは肯定の返答がある」の3つのケースではなくて、「返答がない、あるいは、肯定の返答がある」という2つのケースしかないことの「必然性」を意味している。「どのような論理学も前提する必要はない」と主張するには、証明として不十分であるかもしれないが、少なくとも古典論理を前提する必要はない、ということと言えるだろう。

¹² 発表後の質疑で、舟場氏からつぎのような質問ないし反論があった。「共有知は問答論的必然性によって成立するのか、問答論的必然性が共有知によって成立するのか」

その場では十分に答えられなかったので、改めて次のように答えたい。通常の間答は、互いに聞こえていること、互いに言葉がわかること、互いにまじめに話していること、存在すること、これらについての共有知があるところで成立する。そこでは、問いに対して答えないことすら一定の意図表明になることが共有知になっている。このような共有知が成立していることは、問答論的必然性を持つ上記の4つの問いとそれへの答えが成立しているということ、また、その問答が実際に行われていな

(2) 意図表明の不可避性

<聞こえること>と<言葉が理解できること>の共有知が成立すると、当事者は、互いに対して意図表明をせざるを得なくなる。つまり彼らは不可避的に意図表明の主体となる。なぜなら、そのような共有知が成立すると、たとえば質問をされて黙っていることは、質問が聞こえてわかっているのに黙っているのだ、ということが互いに予期されており、そのような予期をすること自体をも互いに予期しているので、そのような状況で黙っていることは、たとえば拒否の返事や無関心の表明など一定の態度表明になることが相互に予期できる、そしてそのように相互に予期できる状況で、そのような態度をとれば、それは意図表明することになってしまう。黙っていたり、質問したり、質問にある仕方であたたり、別の仕方であたたり、することができるが、いずれにせよ、このような共有知が成立している状況では、我々は何らかの意図表明をすることになってしまう。

(3) 相互承認

(a) 会話において「私は誠実である」と言わざるをえない。なぜなら、「あなたは真面目ですか」と問われたときには、我々が真面目でも不真面目でも、「いいえ、真面目ではありません」と答えることはありえず、我々は、つねに「はい、真面目です」と答えることになるからである。なぜなら、「いいえ、真面目ではありません」とか「いいえ、私は嘘吐きです」という発話は、語用論的にも問答論的にも矛盾するからである。

冗談でこのように答える人はいるだろう。しかし、冗談を言う人もまた、それが冗談であるというメタメッセージを真面目に伝えている。そのようなメタメッセージを真面目に伝えようとしなければ、それは冗談としてさえ成立しない。つまり、冗談を言う発話者も、彼の発話の総体で考えるならば、真面目な発話者なのである。

(b) 会話において、相手を「誠実である」とみなさざるをえない。なぜなら、我々が相手に「あなたは真面目ですか」と問うたとき、相手が「いいえ、真面目ではありません」と答えたとすると、それは上に見たように冗談の発話としてしか理解できないが、それを冗談として理解するとき、(語用論的矛盾から) 冗談であるというメタメッセージをよみとり、相手は真面目に冗談をいっていると理解するのである。つまり、相手の発話を冗談だとみなすことは、我々は相手を「誠実である」と考えることを伴っている。相手が「はい、真面目です」と答えたが、それにもかかわらず相手が嘘をついていると考えて「いいえ、あなたは不真面目です」と言い返したとすると、この発話は矛盾する。なぜなら、この発話は相手の返答を真面目なものとなしなしたときに成り立つ反論だからである(問いに対する答えの矛盾ではないが、相手の発言に対する応答の発言の矛盾であるので、これも広い意味で問答論的矛盾として理解したいが、この種のものについては、別に論じる必要があるだろう)。真面目でないはずの相手に真面目に答えようとするのは矛盾した態度である。それゆえ、我々は、討議において相手が「真面目である」と言いつづけるならば、かりにそれを信用していても、相手の発話を暫定的に真面目なものとして受け取るのでなければ、会話は成立しない。ゆえに、会話すると

くても、「もしそのような問いを問うたならば、肯定の返答がある」という反事実的条件法が成立しているということである。上記の4つの問答を繰り返すことによって、共有知は成立する。では、上記4つの問答が最初に行われる時には、どうだろうか。それは共有知を前提していない。それでは、答える必要はどこから来るのだろうか。「聞こえますか」と問われたのが、聞こえたときに、人は何故答えようとするのか、その理由の一つは、<人は、問うた相手が「聞こえているにも拘わらず無視している。つまり私に敵意を持っている」と理解すること恐れるから、問われた時には問いに答えようとする>ということではないだろうか。人類学者の西田正規は、人類における言語の発生の原因の一つは、群れの中での敵対的緊張を回避し、友好的関係を構築し再確認するということにあると考えている。上記の最初の問答の成立は、このような言語起源論と親和的である。(ブ洛克「哲学の森 by 入江幸男」の書庫「問答としての社会」を参照。)

き、我々は相手が誠実であると見なさざるをえない。

我々はこの（a）と（b）から相互承認の不可避性を主張できる。このような相互承認の論証は、討議倫理学の論証方法と似ているが、まったく同じものなのではない。討議倫理学が論証に際して依拠するのは、語用論的な矛盾であるが、ここで注目しているのは、問答論的な矛盾である。もちろん、討議倫理学では、我々がみた語用論的矛盾と問答論的矛盾の区別をしないので、この両方がその議論の中に含まれているという可能性がある。しかし、討議倫理学は、基礎付けられるべき命題にばかり注目して、それが答えとなる問答全体を考察しないという欠点がある。我々は問答に注目する問答論的アプローチが、討議倫理学の改良ないし乗り越えになることを期待している。

（了）